

第3章 指定NPO法人制度（解説編）

指定手続等の概要

NPO法人

特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。

事前相談（任意）

- ◎ 指定の申出をお考えの方は、まず事前相談をお願いします。
 - 指定を受けるための基準についてP34～53をご確認ください。

申出書提出

- ◎ 市に指定申出書を提出してください。
 - 申請手続についてはP28～33をご確認ください。
 - 申請様式については「様式例」P57～98をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 市の担当者が実態確認等を行う場合があります。
 - 確認させていただく資料（例）についてはP54をご確認ください。

条例提案

- ◎ 指定要件に適合する法人について、当該法人を指定するための条例を市議会に提案します。

—指定NPO法人—

住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人として、登別市の条例で法人の名称及び主たる事務所の所在地を定められたNPO法人をいいます（地方税法314の7）。

変更の届出 (P102 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、代表者の氏名、事務所の所在地、事業の概要、役員の名・住所、定款等に変更があった場合には、その旨を記載した届出書（添付書類を含みます。）を市長に提出しなければなりません（条例10、規則31）。

情報公開 (P103～104 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等指定等申請書の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させるとともに、うち一部の書類についてインターネットによる公表に努めなければなりません（条例11、12、条規32～34）。

役員報酬規程等の提出 (P100～101 参照)

- ◎ 指定NPO法人は、役員報酬規程等、助成金支給の実績及び海外送金の実績等の提出書を市長に提出しなければなりません（条例13）。

1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続

(1) 指定を受けようとする場合

- ① 指定NPO法人として指定を受けようとするNPO法人は、条例で定めるところにより、次のア～ウの書類を添付した申出書を市に提出し、指定を受けることとなります（条例3）。

（注）申出書及び添付書類については、様式例P57～98をご覧ください。

ア 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、指定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度（指定を受けたことのない法人の場合は、そのうち任意の2事業年度）となります（条例2④）。詳しくは、「参考1（実績判定期間）」（P30～31）を参照してください。

（注）条例第4条第1項第2号ウ～カの基準に適合する法人は、添付の必要はありません。（条例3②）

イ 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

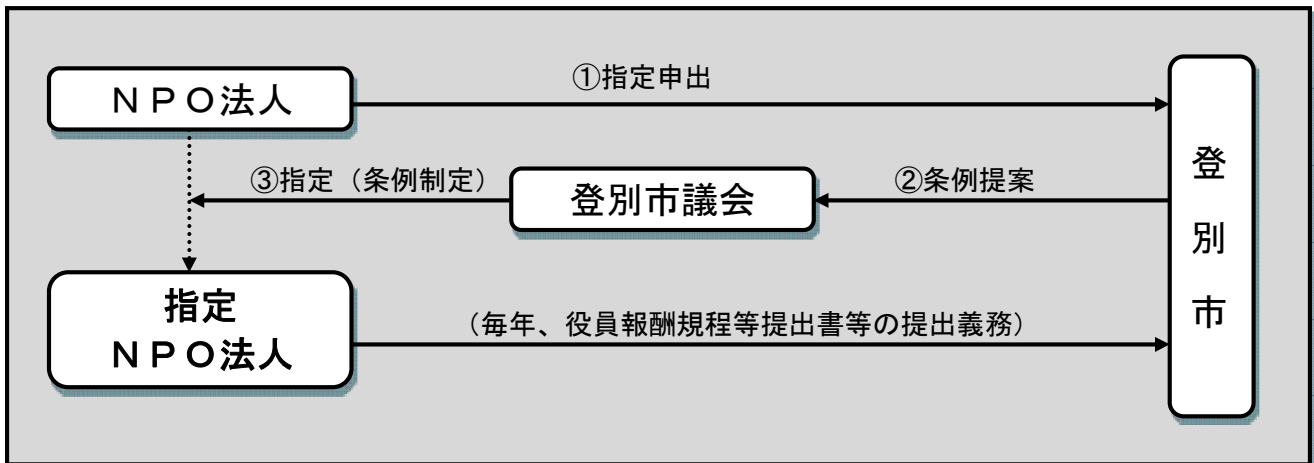
（注）指定の各基準についてはP34～51を、欠格事由についてはP52～53をご覧ください。

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

- ② 指定の申出書の提出は、申出書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（条例4①(10)）。

- ③ 指定の有効期間は、市の条例による指定の日の翌月の初日から起算して5年となります（条例9①）。

指定の有効期間の満了後、引き続き、指定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする指定NPO法人は、事前にその有効期間の更新を受ける必要があります（次の「(2)指定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（条例9②）。



(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合

- ① 指定の有効期間の更新を受けようとする指定NPO法人は、有効期間の満了の日の9月前から5月前までの間（以下「更新申出期間」といいます。）に、次のア～イの書類を添付した有効期間の更新の申出書を市に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（条例9②）。

ア 指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注）指定の各基準についてはP34～51を、欠格事由についてはP52～53をご覧ください。

イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1）申出書及び添付書類については、様式P57～98をご覧ください。指定の有効期間の更新の申出書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、5年間事務所に備え置く必要があります（条例12②）。

（注2）指定の有効期間の更新の申出に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間（指定を受けたことのない法人の場合、そのうち任意の2事業年度）となります（条例2④）。

（注3）上記①、②に係る書類については、既に市長に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（条例9③ただし書）。

- ② 指定の有効期間の更新がされた場合の指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（条例9①）。

(3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務

指定NPO法人は、毎事業年度1回、役員報酬規程等を市長に提出しなければなりません（条例13）。提出する書類等の詳細は、P100～P101「(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の提出」をご覧ください。

《参考》

1 指定NPO法人の名称等の使用制限

指定NPO法人でない者は、その名称又は商号中に指定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の指定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（条例8）。

2 指定等の通知

市長は、NPO法人からの申出について、指定又は指定の有効期間の更新が条例で可決されたときはその旨を当該申出法人に対し書面により通知することになります。また、指定又は指定の有効期間の更新手続を行わないことを決定したときはその旨とその理由を、申出法人に対し書面により通知することになります（条例7）。

3 指定の公示

市長は、指定NPO法人の指定又は指定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（条例7②、規則29）。

(公示事項)

- ① 指定NPO法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ その他の事務所の所在地
- ⑤ 指定の効力を生じた年月日
- ⑥ その現に行っている事業の概要
- ⑦ 個人市民税の税額控除の対象となる期間

4 協力依頼

市長は、条例の施行のために必要があると認めるときは、官庁、他の公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（条例21）。この規定により、市長が指定申出中のNPO法人に対し、申出書の内容の確認や指定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1 (実績判定期間)

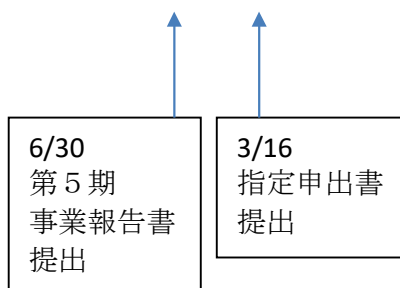
実績判定期間とは、指定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち任意の2事業年度をいいます(条例2④)。

【具体例1】

《初回の申出の場合》

- 事業年度 : 4月1日～翌3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n年6月30日
- 申出書を提出した日 : (n+1)年3月16日
- 実績判定期間 : (n-5)年4月1日～n年3月31日のうち任意の2事業年度

実績判定期間 (第1期～第5期のうち任意の2事業年度)								
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
(n-5)年 4/1	(n-4)年 4/1	(n-3)年 4/1	(n-2)年 4/1	(n-1)年 4/1	n年 4/1	(n+1)年 4/1	(n+2)年 4/1	(n+3)年 4/1



【具体例2】

《指定の有効期間の更新の場合》

- 事業年度 : 4月1日～翌3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n年6月30日
- 初回の指定申出書の提出日 : (n+1)年3月16日
- 指定日 : (n+1)年10月15日
- 指定の有効期間 : (n+1)年10月15日～(n+6)年10月31日
- 更新申出期間 : (n+6)年2月1日～(n+6)年5月31日

※更新申出期間（指定の有効期間満了の日の9月前から5月前までの間）に指定の有効期間の更新の申出が必要となります。

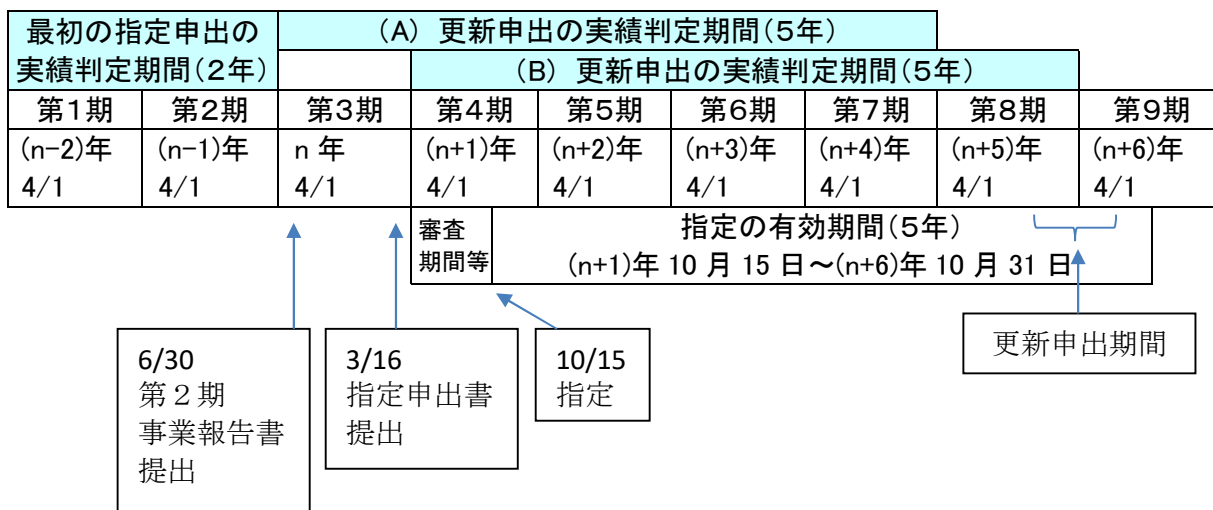
この場合、更新の申出日により、実績判定期間が（A）期間又は（B）期間となります。

ケースA：更新申出期間中の（n+6）年2月1日～（n+6）年3月31日の間に更新の申出書を提出する場合

- 実績判定期間：n年4月1日（第3期）～（n+5）年3月31日（第7期）
この場合の実績判定期間で算定する指定基準については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

ケースB：更新申出期間中の（n+6）年4月1日～（n+6）年5月31日の間に更新の申出書を提出する場合

- 実績判定期間：（n+1）年4月1日（第4期）～（n+6）年3月31日（第8期）
この場合の実績判定期間で算定する指定基準については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期を実績判定期間とする場合は第8期終了後早期に事業報告書等を作成する必要があります。



参 考 2 (指定を受けるための申出書及び添付書類)

1 指定を受けるための申出書及び添付書類一覧

申 出 書 ・ 添 付 書 類	
1	指定申出書 (別記第 1 号様式)
2	実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿 (注)
3	基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
公益性要件	公益性要件関係 ①～⑥のいずれか1つの基準を選択してください。
	① 相対値基準適用法人
	指定基準等チェック表 (第 1 表 相対値基準用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第 1 表付表 1 相対値基準用)
	社員から受け入れた会費の明細表 (第 1 表付表 2 相対値基準用)
	② 絶対値基準適用法人
	指定基準等チェック表 (第 1 表 絶対値基準用)
	③ 公益的事業実施要件
	指定基準等チェック表 (第 2 表 1 国の委託事業等の実績)
	④ ボランティア従事者要件
	指定基準等チェック表 (第 2 表 2 ボランティア従事者の参加)
	⑤ 催物の開催要件
	指定基準等チェック表 (第 2 表 3 催物の開催)
⑥ 北海道条例個別指定法人	
指定基準等チェック表 (第 2 表 4 道条例個別指定法人用)	
基本的要件	協働事業基準関係
	指定基準等チェック表 (第 3 表 協働事業の実績)
	指定基準等チェック表 (第 4 表 共益的活動の割合)
	指定基準等チェック表 (第 5 表 運営組織及び経理が適切)
	役員等の状況 (第 5 表付表 1)
	帳簿組織の状況 (第 5 表付表 2)
	指定基準等チェック表 (第 6 表 事業活動の内容が適正)
	役員等に対する報酬等の状況 (第 6 表付表 1)
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第 6 表付表 2)
	指定基準等チェック表 (第 7 表 情報公開が適切)
指定基準等チェック表 (第 8、9、10 表 事業報告書の提出等)	
指定基準等チェック表 (第 11 表 市税の未納がない旨の証明)	
欠格事由チェック表	
4	寄附金予定事業一覧 (別記第 2 号様式)
5	事業報告書等、役員名簿、定款等 (条例 3 条 3 項)

(注意事項) 公益性要件の③から⑥までの要件で申請する法人については、寄附金名簿の添付は必要ありません。

2 指定の有効期間の更新の申出書及び添付書類一覧

申出書・添付書類	
1	指定更新申出書（別記第3号様式）
2	基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
公益性要件	公益性要件関係 ①～⑥のいずれか1つの基準を選択してください。
	① 相対値基準適用法人
	指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）
	② 絶対値基準適用法人
	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
	③ 公益的事業実施要件
	指定基準等チェック表（第2表1 国の委託事業等の実績）
	④ ボランティア従事者要件
	指定基準等チェック表（第2表2 ボランティア従事者の参加）
	⑤ 催物の開催要件
指定基準等チェック表（第2表3 催物の開催）	
基本的要件	⑥ 北海道条例個別指定法人
	指定基準等チェック表（第2表4 道条例個別指定法人用）
	協働事業基準関係
	指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）
	指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）
	指定基準等チェック表（第5表 運営組織及び経理が適切）
	役員の状況（第5表付表1）
	帳簿組織の状況（第5表付表2）
	指定基準等チェック表（第6表 事業活動の内容が適正）
	役員等に対する報酬等の状況（第6表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）
	指定基準等チェック表（第7表 情報公開が適切）
指定基準等チェック表（第9表 法令違反等がない）	
指定基準等チェック表（第11表 市税の未納がない旨の証明）	
欠格事由チェック表	
4	寄附金予定事業一覧（別記第2号様式）
5	事業報告書等、役員名簿、定款等（条例3条3項）

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（条例9③）。
- 2 「指定基準等チェック表（第5表）ロ」欄及び「指定基準等チェック表（第8表）並びに（第10表）」欄の記載は必要ありません。
- 3 「2 基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類」、「3 寄附金予定事業一覧」の書類のうち、新規申出時と内容に変更がない書類については、改めて提出する必要はありません。

（参考）	所轄庁（北海道）に提出していることが必要な書類
①	事業報告書
②	計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③	財産目録
④	年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（注意事項）上記書類については、法第29条の規定に基づき所轄庁に提出していることが指定要件の一つとなっています。（条例4①(8)）。

2 指定基準の概要

(1) 指定の基準の概要

指定NPO法人としての指定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次の1及び2の要件に掲げる基準に適合する必要があります(条例4)。

次表は指定基準等の概要をまとめたものですが、詳細についてはP38以降をご覧ください。

項 目	指 定 基 準 の 概 要
<p>1 公益性要件</p> <p>市民からの支援、市民の参加を受けているかどうかを判断するための基準として、右の(1)~(6)のうちいずれか及び(7)に適合することが必要です。</p>	<p>(1) 相対値基準</p> <p>実績判定期間における</p> $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{20}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、P39~41を参照してください。</p> <p>※ 上記の相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を分母・分子に算入することができます。その詳細については、P42を参照してください。</p>
	<p>(2) 絶対値基準</p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均25人以上であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</p> <p>(注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p>
	<p>(3) 公益的事業実施に関する基準</p> <p>国等から委託された事業または国の補助金等を受けた事業を実施していること。</p>
	<p>(4) ボランティア従事者に関する基準</p> <p>事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が各事業年度において50人以上であること(実従事者数10人以上)。</p>
	<p>(5) 催物開催に関する基準</p> <p>市民を対象としたその事業活動に係る催物を各事業年度において、2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者の延べ人数が50人以上であること。</p>
	<p>(6) 北海道条例個別指定法人</p> <p>北海道が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(市長が適当と認めるものに限り)については、公益性要件を満たしているものとして取り扱います。</p>

		<p>(7) 協働実績</p> <p>行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上あること（その活動が地域と一体となって実施されているかどうかを判断するための基準です）。</p>	
2	基本的要件	(1) 活動地域	市内に主たる事務所を有すること。
		(2) 活動の対象について	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が100分の50未満であること。</p> <p>① 会員等に対する資産の譲渡等、会員等の相互交流など会員等が対象である活動</p> <p>② 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動</p> <p>③ 特定の著作物又は特定の者に関する活動</p> <p>④ 特定の者の意に反した活動</p>
		(3) 運営組織及び経理について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>① 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p style="text-align: center;"> 役員のうち親族関係を有する者等で構成する ア \div 役員の数 $\leq \frac{1}{3}$ 最も大きなグループの人数 </p> <p style="text-align: center;"> 役員のうち特定の法人の役員 イ 又は使用人等で構成する \div 役員の数 $\leq \frac{1}{3}$ 最も大きなグループの人数 </p> <p>② 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>③ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>④ 不適正な経理を行っていないこと。</p> <p>⑤ 法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所に1名以上配置していること。</p>
		(4) 事業活動について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>① 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>ア 宗教活動</p> <p>イ 政治活動</p> <p>ウ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記①の活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にあ</p>

	<p>る者)に寄附を行っていないこと。</p> <p>③ 実績判定期間における \div 総事業費 $\geq 80\%$ 特定非営利活動に係る事業費</p> <p>④ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 \div 受入寄附金総額 $\geq 70\%$</p>
(5) 情報公開について	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>① 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>② 各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等を記載した書類等</p> <p>④ 助成の実績を記載した書類</p>
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 市税の滞納について	市税を滞納していないこと。

指定NPO法人の上記基準のうち、1の(1)～(5)及び(7)、2の(1)～(7)及び(9)の基準については、実績判定期間において適合する必要があるとあり、特に、2の(3)、(4)の①と②、(5)～(7)、(9)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定時まで適合している必要があります(ただし、実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については2の(5)②～④の基準を除きます。)(条例4①(12))。

(2) 欠格事由の概要

指定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定を受けることができません（条例6）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP52～53をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる	<p>NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <p>(1) 指定NPO法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの</p> <p>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>(3) 法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(4) 暴力団の構成員</p>
2 指定取消の日から5年を経過していない	<p>指定の取消し（市内に主たる事務所がなくなったことによるものを除く。）を受けた場合、その指定の取消しの効力が生じた日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>
3 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	<p>NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>
4 国税又は地方税の滞納処分を受けている	<p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p>
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	<p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p>
6 次のいずれかに該当する	<p>NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <p>(1) 暴力団</p> <p>(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある</p>

3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準

指定NPO法人としての指定を受けるためには、次の指定基準に適合する必要があります(条例4)。

(1) 公益性要件に関する基準

公益性要件に関する基準の判定に当たっては、次の①～⑥のいずれか及び⑦の基準を満たす必要があります。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が20分の1以上であること。

国 の 補 助 金 等	相対値基準計 算上の分母・ 分子に算入し ない場合	<p>《算式1》 原 則 (P39~41 参照)</p>
	相対値基準計 算上の分母・ 分子に算入す る場合	<p>《算式2》 国の補助金等を算入する場合 (P41~42 参照)</p>

② 絶対値基準 《算式3》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均25人以上であること (P42 参照)。

(注1) 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

(注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えます。

(注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算 式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額} \times 12}{\text{寄附者の合計人数}} \geq 25 \text{ 人}$$

実績判定期間の月数

①-1 相対値基準〔算式1〕

実績判定期間における			
寄附金等収入金額	1		
—————		≥	—————
経常収入金額	20		
【経常収入金額とは？】			
総収入金額	-	アの金額	
【寄附金等収入金額とは？】			
受入寄附金総額	-	イの金額	+ ウの金額

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額（注1）からアの金額を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額からイの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにウの金額を加算した金額））の占める割合が20分の1以上であること（条例4①(2)ア、規則5）。

（注1）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

アの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4①(2)ア(ア)、規則5）

- (1) 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- (2) 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- (3) 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- (4) 資産の売却による収入で臨時的なもの
- (5) 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- (6) 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの

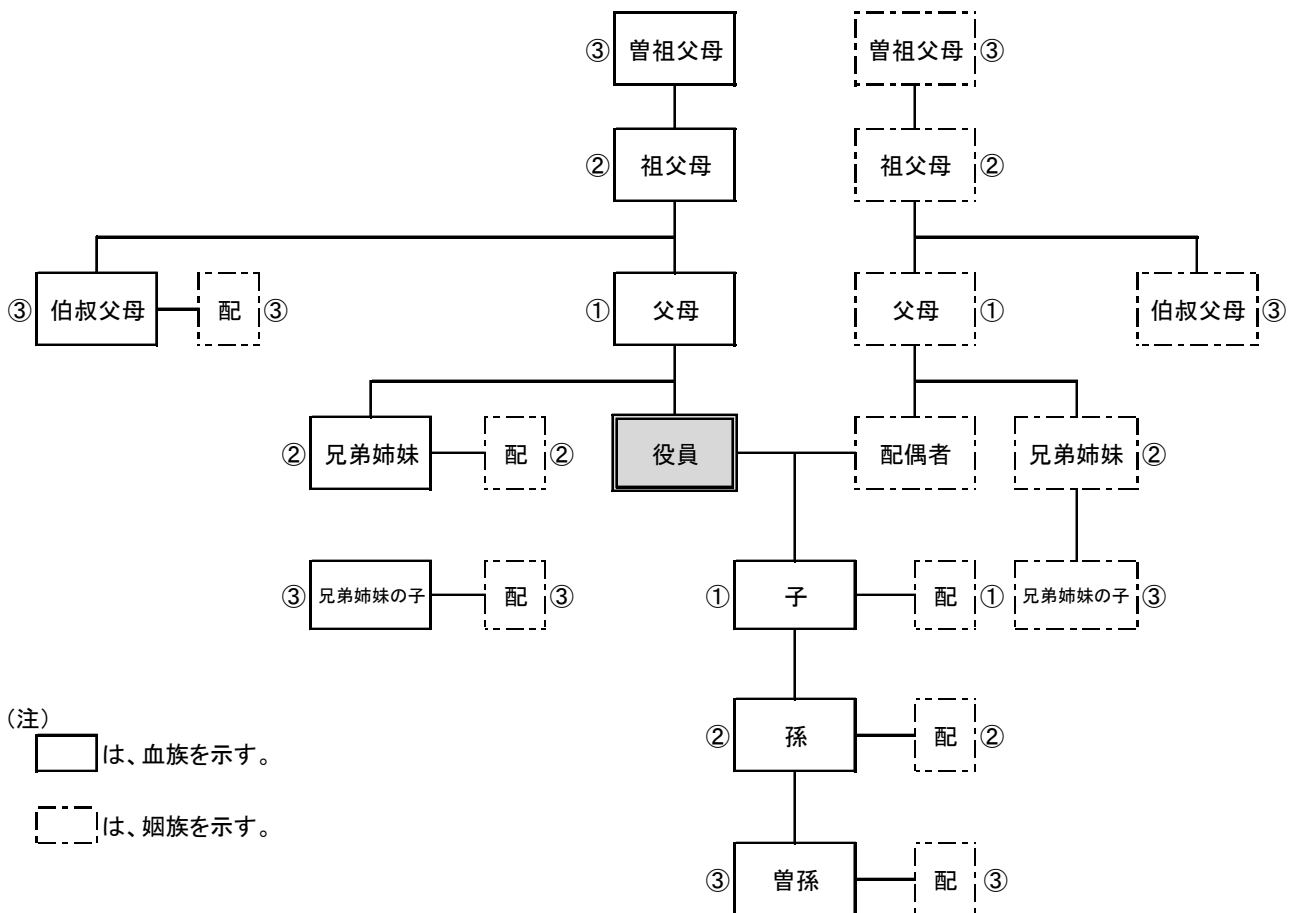
- (7) 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- (8) 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）第2条第1項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。次条及び第7条第4号において同じ。）

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則18）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

≪ 3親等以内の親族図 ≫



(注)
 は、血族を示す。
 は、姻族を示す。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（条例4(2)ア(i)、規則6・7）

- (1) 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- (2) 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額

(3) 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(4) 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（規則8）。

上記「特殊の関係」については、**アの金額**（注1）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人、控除対象NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の100分の50を超える部分の金額となります（規則6）。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（規則7）。

ウの金額（条例4①(2)ア(ウ)、規則8）社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「②活動の対象に関する基準」に定める割合（P44～46参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**イの金額**を限度とします。）

(注6) **ウの金額**を公益性要件の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（規則4）。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、**アの金額**（注1）と同様です。）の数が20人以上であること。

(注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（P44②活動の対象に関する基準における、会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

①-2 相対値基準（国の補助金等を算入する場合）〔算式2〕

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{エの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{オの金額}} \geq \frac{1}{20}$$

(注) 国の補助金等を公益性要件に算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(規則 27)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(エの金額)は、受入寄附金総額からイの金額(P40参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(オの金額)を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式 1》(P38)を参照してください。

エの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(規則 27)

- (1) 国の補助金等の額
- (2) 受入寄附金総額からイの金額(P39参照)を控除した金額

オの金額(規則 27)

国の補助金等の全額

② 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 25 \text{ 人}$$

(注) 1 寄附者の氏名及びその住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)の明らかな寄附者のみを数えます。

2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。

3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 25 人以上であること(条例 4①(2)イ、規則 9、10)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年 3,000 円以上の寄附者数が 25 人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

③ 公益的事業実施に関する基準

国等から委託された事業または国の補助金等を受けた事業を実施していること。

(解説)

法人が高い公共性のある事業を実施していることを確認するための要件として、国等の公的機関からの事業受託及び実施について基準を設定します。

※国等：国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

④ ボランティア従事者に関する基準

事業活動へのボランティア従事者が各事業年度50人以上（実従事者10人以上）であること。

(解説)

法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、市民と一体となった活動を積極的に行っており、当該活動に対し、一定程度の市民の参加が得られていることを確認するための要件として、法人が実施する特定非営利活動※へのボランティアの参加人数について基準を設定しています。

基準とするボランティアの参加者数については、各事業年度において50人以上の参加者（法人の役員、職員を除く。）がいることとしています。なお、地域への広がりをもった活動を行っていることを測る指標として、10人以上の実参加者数を求めることとしています。

※対象とする特定非営利活動…法人が市民を対象として実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除く。

⑤ 催物開催に関する基準

各事業年度において、市民を対象とした催物を年2回以上開催し、かつ、参加者の延べ人数が50人以上であること。

(解説)

法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、市民と一体となった活動を積極的に行っており、当該活動に対し、一定程度の市民の参加が得られていることを確認するための要件として、市民を対象とした催物※の開催回数、当該催物への一般参加者数について基準を設定しています。

※催物…セミナー、イベント、講習会等

一般参加者…法人の役員、社員、職員を除く、一般の参加者

⑥ 北海道条例個別指定法人

指定NPO法人として指定を受けるための申出書を提出した日の前日において、道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること。

(解説)

北海道条例指定法人とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、北海道の制定する寄附金を定める条例により定められている法人であり、市長が適当と認めた法人については、公益性要件を満たすものとして認めるものです(条例4①(2)オ、地方税法37の2)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

⑦ 協働事業基準

市内において、行政機関、企業、団体等と協働して行った事業実績が各事業年度1回以上あること。

(解説)

法人が市民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、地域の課題の解決に向けた活動を地域と一体となって実施していることを確認するための要件として、各事業年度において、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、町内会・自治会等の地縁組織などとの協働事業※を1回以上実施していることを基準として設定しています。

※対象とする協働事業…それぞれの主体が対等な立場で協力し合う取り組みであり、協定書、会議録等書面による確認が可能な事業

(2) 基本的要件

① 活動地域に関する基準

市内に主たる事務所を有すること。

② 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- ア 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- イ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ウ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- エ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が 50%未満であること（条例 4①(4)）。

(注) 上記の割合は、その NPO 法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにア～エに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（規則 13）。

ア 会員又はこれに類する者（NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

(注 1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（規則 14）。

- ・当該申請に係る NPO 法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO 法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その NPO 法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ・当該申請に係る NPO 法人の役員

(注 2) NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則に定めるものとは、NPO 法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の NPO 法人の活動に関係しない者をいいます（規則 15）。

(注 3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（規則 16）。

- ・その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（以下「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの
- ・その NPO 法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第 4 条第 1 項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその NPO 法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ・法別表 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表第 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成

※従前一定の法人が特定公益増進法人とされていた旧民法第 34 条法人については、公益法人制度改革により、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へのいずれかに移行等を行うこととされ、平成 25 年 11 月 30 日をもってその移行期間が満了しました。

- イ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記（注3）に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）
- ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

③ 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

ア 運営組織が次のいずれにも該当すること

役員のうち親族関係を有する者等で構成する <u>最も大きなグループの人数</u> 役員 の 総 数	\leq	$\frac{1}{3}$
かつ		
役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で 構成する最も大きなグループの人数 <u>役員 の 総 数</u>	\leq	$\frac{1}{3}$

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ 会計について

公認会計士等の監査
を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

エ 不適正な経理を行っていないこと

オ 法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所において1名以上配置していること

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（条例4①(5)）。

ア 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- (ア) 役員の数の中に役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- (イ) 役員の数の中に特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(規則18)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2)「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出資(以下「発行済株式等」といいます。)の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係(以下「直接支配関係」といいます。)にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます(規則19)。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注3) NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます(規則21)。

イ 各社員の表決権が平等であること

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定(青色申告法人の帳簿書類の保存)に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること(規則22)。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと(規則23)。

オ 法人が地域からの信頼を受け、その活動を継続的に実施していくことができる体制を構築するため、安定した事務局体制を構築していること

(注1) 安定した事務局体制とは、法人の通常の活動時間について、交代等による配置も含め、主たる事務所に1名以上の職員を配置している場合

なお、主たる事務所以外の場所での事業活動のため、事務所に職員が不在になる際に、一般市民等からの主たる事務所への連絡等に対し、速やかに対応出来る体制を整えている場合も含みます。

④ 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること。

ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ウ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

$$\frac{\quad}{\quad} \geq 80\%$$

総事業費

エ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営

利活動に係る事業費に充てた額

$$\frac{\quad}{\quad} \geq 70\%$$

受入寄附金総額

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（条例4①(6)）。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（規則18）。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（規則25）。

a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人と

その活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員を選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、アの(ア)から(ウ)に掲げる活動を行う者又はアの(ウ)の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、市長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（規則26）。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

⑤ 情報公開に関する基準

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、これをその市内の事務所において閲覧させること。

ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等

イ 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

エ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項を記載した書類、規則で定める書類

オ 助成の実績を記載した書類

(解説)

ア～オの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（条例4①(7)）。

ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等（条例4①(7)ア）

イ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（指定申出時の書類）（条例3②二）

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（指定申出時の書類）（条例3②三）

エ (ア) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（条例12②二）

(イ) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他規則で定める事項を記載した書類（条例12②三）

(注)「規則で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（規則33）。

○収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

○資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

○次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

・役員等との取引

○寄附者（当該指定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該指定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

○給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

○支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

○海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(ウ) 規則で定める書類（条例12②(4)、規則33②）

「③運営組織及び経理に関する基準」(P46)、「④事業活動に関する基準」(P48)のア及びイ、

「⑤情報公開に関する基準」(P49)、「⑦不正行為等に関する基準」(P49)に適合している旨並びに「4欠格事由」(P52)のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

オ 助成の実績を記載した書類（条例12③）

⑥ 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(解説)

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第29条の規定により提出していること（条例4①(8)）。

⑦ 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（条例4①(9)）。

⑧ 設立後の経過期間に関する基準

指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(解説)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（条例4①(10)）。

⑨ 市税の滞納に関する基準

市税の滞納をしていないこと。

(解説)

実績判定期間及び申出書を提出した時点において、市税の滞納をしていないこと（条例4①(11)）。

4 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと

(1) 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 指定を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

(2) 指定の取消の日から5年を経過しない

(3) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

(4) 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

(6) 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません(条例6)。

(1) NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 指定NPO法人が次の事由により指定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消の効力を生じた日から5年を経過しないもの
 - ・この欠格事由に該当したこと
 - ・偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき
 - ・この条例に基づく改善命令に従わないとき
 - ・法人から指定の取消しの申出があったとき
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- ③ NPO法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法第204条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの

④ 暴力団の構成員等(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)をいいます。

(2) 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

(3) NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、指定及び指定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに道知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、道知事及び市長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

(6) 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

① 暴力団

② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

確認させていただく資料 (例)

指定基準の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として次の書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

確認させていただく書類の例		(参 考) 確認する主な指定要件 (基 準)
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料（パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧 等）	公益性要件
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（不正行為等に関する基準）
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（不正行為等に関する基準）
3	決算書、仕分帳、総勘定元帳、たな卸表、貸借対照表、損益計算書など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	公益性要件
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（不正行為等に関する基準）
4	申出書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	公益性要件
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績（開催回数、募集内容、出席者名簿等）、支出先など)	基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（運営組織及び経理に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	公益性要件
		基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
7	絶対値基準（寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の者の人数が年平均 25 人以上）の算出方法がわかる資料	公益性要件
8	道条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	公益性要件
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	公益性要件
10	閲覧に関する細則（組織内規則）	基本的要件（情報公開に関する基準）
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	基本的要件（活動の対象に関する基準）
		基本的要件（事業活動に関する基準）
		基本的要件（不正行為等に関する基準）

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、指定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

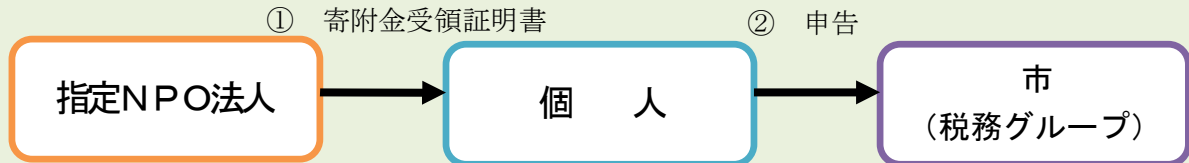
5 指定NPO法人に関する優遇措置

指定NPO法人に関する税制上及びNPO法上の優遇措置は、次のとおりです。

① 個人が支出した指定NPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置

<個人市民税の寄附金税額控除>

個人から指定NPO法人に対する寄附金について、個人市民税の控除を受けることができます（地方税法第314条の7）。



《算式》

$(\text{寄附金} - 2 \text{千円}) \times 6\% = \text{税額控除額}$

(注) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

【寄附金税額控除に関する申告】

個人市民税の寄附金控除を受けようとする場合には、市への申告が必要となります。

※具体的な申告方法等については、税務グループへお問い合わせ願います。

② 認定NPO法人への認定要件に係るNPO法上の優遇措置

<認定NPO法人のPST要件を充足>

市の指定を受けたNPO法人については、認定NPO法人の認定基準のうちのPST要件を満たすこととなります。(法 45①-ハ)

認定基準 (認定NPO法人)

P S T 要 件	次のいずれかに適合していること ・ 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が 1/5 以上 ・ 3,000 円以上の寄附者が年 100 人以上 ・ 都道府県、市町村条例指定法人
	○ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること ○ 運営組織及び経理が適切であること ○ 事業活動の内容が適正であること ○ 情報公開を適切に行っていること ○ 事業報告書等を所轄庁に提出していること ○ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと ○ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

※認定NPO法人に認定されるためには、改めて所轄庁に申請する必要があります。

参考 (認定NPO法人の税制上の措置等)

《認定NPO法人に対して寄附金を支出した者に対する税制上の措置》

○個人が寄付した場合

- ・ 所得税の寄附金控除 (所得控除) 又は税額控除 (寄付額の約 40%)
- ・ 個人住民税の税額控除 (都道府県税: 同約 4%、市町村税: 同約 6%)

○法人が寄附した場合

- ・ 損金算入限度額の拡大

○相続人等が相続財産等を寄附した場合

- ・ 寄附した財産の価額について、相続又は遺贈にかかる相続税の課税対象から除外

《当該認定NPO法人に係る措置》

○みなし寄附金制度の適用

- ・ 法人の収益事業に属する資産のうちから、法人の収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が可能

控除対象特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日 登別市長 様	主たる事務所の所在地	〒		
		電話番号		
		FAX番号		
	フリガナ 法人の名称			
	フリガナ 代表者の氏名			
	設立年月日	年	月	日
	事業年度	月	日～	月 日
	過去の指定の有無（過去の指定の有効期間）	有 ・ 無 〔 自 年 月 日 〕 〔 至 年 月 日 〕		
指定の取消しの有無 （取消日）	有 ・ 無 （ 年 月 日 ）			
本申出において適用する公益性要件 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 寄附金に係る絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 国等から委託された事業又は国の補助金等を受けた事業の実施 <input type="checkbox"/> ボランティア従事者に係る基準 <input type="checkbox"/> 催物の開催に係る基準 <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人				
控除対象特定非営利活動法人の指定を受けたいので、地方税法第314条の7第12項の規定により、申し出ます。				
（現に行っている事業の概要）				
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名		
〒				
電話番号				
FAX番号				
〒				
電話番号				
FAX番号				

別記様式第1号（裏面）

備考

- 1 過去に指定（有効期間の更新を除く。）又は指定の取消しを複数回受けている場合は、直近の指定の有効期間又は取消日を記載すること。
- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 5 申出書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付すること。
 - （1）寄附者名簿
 - （2）条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（（1）に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - （3）寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - （4）事業報告書等
 - （5）役員名簿
 - （6）定款等

控除対象特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日 登別市長 様	〒 主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX番号	
	フリガナ 法人の名称		
	フリガナ 代表者の氏名		
	指定の有効期間	自	年 月 日
		至	年 月 日
	指定の有効期間の 満了日の9月前の日	年 月 日	
	指定の有効期間の 満了日の5月前の日	年 月 日	
	事業年度	月 日～ 月 日	
本申出において適用する公益性要件 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 寄附金に係る絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 国等から委託された事業又は国の補助金等を受けた事業の実施 <input type="checkbox"/> ボランティア従事者に係る基準 <input type="checkbox"/> 催物の開催に係る基準 <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人			
控除対象特定非営利活動法人の指定の有効期間の更新を受けたいので、登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第9条第2項の規定により、申し出ます。			
（現に行っている事業の概要）			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職名
〒			
電話番号 FAX番号			
〒			
電話番号 FAX番号			

別記様式第3号（裏面）

備考

- 1 「指定の有効期間」の欄には、直近の指定を受けた日から継続している有効期間を記載すること。
- 2 「上記以外の事務所の所在地」の欄には、定款に記載のある従たる事務所を全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に記載の上添付すること。
- 3 「左記の事務所の責任者の氏名」の欄には、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者を記載すること。
- 4 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 5 申出書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（条例第3条第2項第1号に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (3) 事業報告書等
 - (4) 役員名簿
 - (5) 定款等

指定基準等チェック表 (第1表 相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 (1) 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において20分の1以上であること。			チェック欄
		実績判定期間	
経常収入金額 (㊸の金額)		①	円
総収入金額		㊸	円
控 除 金 額	国の補助金等の金額 (㊸欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊸	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊸	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊸	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊸	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準)㊸欄の「()」)	㊸	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)㊸欄)	㊸	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)㊸欄)	㊸	円
	休眠預金等交付金関係助成金	㊸	円
差引金額 (㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸)		㊸	円 ⇨①
寄附金等収入金額 (㊸の金額)		②	円
受入寄附金総額(付表1(相対値基準)㊸欄)		㊸	円
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準)㊸欄)	㊸	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)㊸欄)	㊸	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)㊸欄)	㊸	円
	休眠預金等交付金関係助成金	㊸	円
差引金額 (㊸-㊸-㊸-㊸-㊸)		㊸	円
会費収入(㊸欄と付表2(相対値基準用)㊸欄のうちいずれか少ない金額)		㊸	円
国の補助金等の金額(㊸欄の金額を限度とする。)		㊸	円
合計金額 (㊸+㊸+㊸)		㊸	円 ⇨②
基準となる割合 (②÷①)		③	%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間(指定を受けたことのない法人の場合はそのうち任意の2年度)です。したがって、例えば、3月決算法人が30年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は25年4月1日から30年3月31日(指定を受けたことのない法人の場合はそのうち任意の2年度)となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「指定基準等チェック表」(第1表 相対値基準) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	<p>活動計算書の収益の部の合計額(経常収益と経常外収益の合計額)を記載します。</p> <p>なお、活動計算書の収益の部に、経理区分振替額(区分経理した他の会計からの繰入収入)等の内部損益に係る収益が含まれている場合は、その金額を収益の部の合計額から控除する必要があります。</p>	<p>その他の事業と特定非営利活動に係る事業とを区分して経理するなど、複数の活動計算書を作成している場合には、すべての活動計算書の収益の部の合計額を合計した金額を記載します。</p>
「国の補助金等の金額㉒」欄	<p>総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。</p>	<p>「国の補助金等の金額㉑」欄に金額の記載がある場合は記入できません。</p>
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	<p>総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。</p>	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	<p>総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。</p>	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	<p>総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。</p>	<p>貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。</p>
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額㉗」及び「受入寄附金総額㉘」～「寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額㉙」の各欄	<p>「第1表付表1(相対値基準)」の各該当欄の金額を転記します。</p>	
「会費収入㉚」欄	<p>「差引金額㉛」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。</p>	
「国の補助金等の金額㉑」欄	<p>国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。</p>	<p>国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。</p>

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1 (相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	--------------------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 (Ⓐ×10%))	Ⓑ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 (Ⓐ×50%))	Ⓒ	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓓ	円
--	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒷ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒸ) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		Ⓔ	() 円	() 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓕ	() 円	() 円
	Ⓔ欄以外の者	Ⓖ	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		Ⓖ	() 円	
合 計 (Ⓔ+Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ)		Ⓘ	() 円	Ⓙ () 円

(注意事項)

①~③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

Ⓕ及びⒼ欄の①~③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の寄附金及び助成金の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限り）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑩」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

受け入れた寄附金の明細表

第1表付表1（次葉）

法人名	実績判定期間	年 月 日～	年 月 日
		年 月 日～	年 月 日

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか 少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額（①－②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計（又は小計）		() 円	() 円	() 円

（注意事項）

役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第1表付表1（相対値基準）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~	年 月 日
			年 月 日 ~	年 月 日

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合（第4表③欄）	②	
①から控除する金額（①×②）	③	
差引金額（①－③）	④	



第1表（相対値基準）④欄

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準口」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>④ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

指定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日

1 (2) 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均25人以上であること

チェック欄

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度	自 至	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が25人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年25人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均25人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人} \times 12}{B \text{ 月}} \geq 25 \text{ 人}$$

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間（指定を受けたことのない法人の場合はそのうち任意の2年度）です。
したがって、例えば、3月決算法人が30年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は25年4月1日から30年3月31日（指定を受けたことのない法人の場合はそのうち任意の2年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です）。
- なお、指定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

「指定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が25人以上である場合は下欄の「はい」、25人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が25人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

指定基準等チェック表（第2表1 国の委託事業等の実績）

法人名			チェック欄
2(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、国等から委託された事業または国の補助金等を受けた事業を実施していること。			
2(1)			
区分	項目	国の委託事業等の 実施の有無	国の委託事業の内容等
㉑	年月日～年月日	有・無	
㉒	年月日～年月日	有・無	
㉓	年月日～年月日	有・無	
㉔	年月日～年月日	有・無	
㉕	年月日～年月日	有・無	
<p>【記載要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から委託された事業または補助金等を受けた事業の実施状況を記載します。 ・「国の委託事業等の実施の有無」欄には、該当する一方を「○」で囲みます。 ・「国の委託事業の内容等」欄には、該当事業名、委託または補助機関名、委託料または補助金等の額、事業内容等を記載します。 <p>※提出に当たり、当該委託事業に係る契約書や補助金等に係る交付決定通知書・確定通知書等の写しを添付する必要があります。</p>			

指定基準等チェック表（第2表2 ボランティア従事者の参加）

法人名		チェック欄
2(2) 道内においてその事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が実績判定期間内の日を含む各事業年度において50人以上であること（当該各事業年度において、同一の者を1人として計算した場合の当該従事した者の数が10人未満である場合を除く。）。		

2(2)

区分	項目	ボランティア従事人数		ボランティア活動の内容
		延べ人数	実人数	
㉑	年月日～年月日			
㉒	年月日～年月日			
㉓	年月日～年月日			
㉔	年月日～年月日			
㉕	年月日～年月日			

【添付書類】

- ・ボランティア活動者名簿

【記載要領】

- ・法人が実施する特定非営利活動へのボランティア従事者の状況を記載します。
- ・「ボランティア従事人数」欄には、従事した「延べ人数」と「実人数」を記載します。
- ・「ボランティア活動の内容」欄には、ボランティアが従事した活動を記載します。

【留意事項】

- ・対象とする特定非営利活動とは、法人が市民を対象として実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除きます。
- ・ボランティア従事者には法人の役員、職員を除きます（過去の役員名簿等について別途確認させていただきます）。
- ・ボランティアについては、募集・応募に係る書類、活動に携わった日・時間帯や内容等を示す書類等を確認させていただく場合があります。

指定基準等チェック表（第2表3 催物の開催）

法人名		チェック欄
2（3） 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、市民を対象としたその事業活動に係る催物を2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者（役員、社員又は職員である者を除く）の延べ人数が50人以上であること。		

2（3）

区分	項目	開催回数	参加者総数	催物の内容等
㉑	年 月 日～ 年 月 日			
㉒	年 月 日～ 年 月 日			
㉓	年 月 日～ 年 月 日			
㉔	年 月 日～ 年 月 日			
㉕	年 月 日～ 年 月 日			

【記載要領】

- ・市民を対象とした催物の実施状況を記載します。
- ・「開催回数」欄には催物を開催した回数、「参加者総数」欄には参加者の総数を記載します。
- ・「催事の内容等」欄には、催物の開催年月日（期間）、名称等を記入します。

【留意事項】

- ・催物とは、セミナー、イベント、講習会等であり、出席者名簿等により参加者が確認できる催物を対象とします。
- ・参加者とは、法人の役員、社員、職員を除く、一般の参加者とします。
- ・参加者については、参加者名簿等を確認させていただく場合があります。

指定基準等チェック表 (第2表4 条例個別指定法人用)

法人名		チェック欄		
2 (4) 北海道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること				
<p>【留意事項】</p> <p>1 申出日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>				
<table border="1" data-bbox="204 589 1353 678"> <tr> <td data-bbox="204 589 767 678">条 例 指 定 年 月 日</td> <td data-bbox="767 589 1353 678">年 月 日</td> </tr> </table> <p>※ 北海道の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。</p>			条 例 指 定 年 月 日	年 月 日
条 例 指 定 年 月 日	年 月 日			

指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）

法人名		チェック欄
3 市内においてその事業活動を国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った実績が実績判定期間内の日を含む各事業年度において1回以上あること。		

3

区 分		項 目	協働事業の 実施の有無	協働事業の内容等
①	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
②	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
③	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
④	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	
⑤	年 月 日～ 年 月 日		有 ・ 無	

【記載要領】

- ・ 地域の課題の解決のため、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、町内会・自治会等の地縁組織などとの協働事業の実施状況を記載します。
- ・ 「協働事業の実施の有無」欄には、該当する一方を「○」で囲みます。
- ・ 「協働事業の内容等」欄には、協働の事業名、相手方、期間、内容等を記載します。

【留意事項】

- ・ 協働事業とは、それぞれの主体が対等な立場で協力し合う取り組みです。
- ・ 協定書、会議録等書面による確認が可能な事業について記入します。

指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）

法人名		チェック欄
<p>4 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	① (指標)
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	③
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	④
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	⑤
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	⑥
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑦
合 計	(③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧
		⇒②へ
基準となる割合 (②÷⑧)	⑨

「指定基準等チェック表」(第4表 共益的活動の割合) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

指定基準等チェック表（第5表 運営組織及び経理が適切）

（初葉）

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 5 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと
- ホ 運営又は業務の執行のために職員を主たる事務所において1名以上配置していること

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉒	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑨ 各欄の人数等は、第5表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- 指定基準等チェック表（第5表）は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第5表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第5表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ホ

項 目		主たる事務所に 配置した職員数	主たる事務所の開所曜日及び開所時間
区 分			
㉑	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉒	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉓	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉔	年 月 日～ 年 月 日	人	
㉕	年 月 日～ 年 月 日	人	
申 請 時		人	

(注意事項)

- ・指定審査の過程において、法人と当該職員の関係、当該職員の活動状況について確認させていただく場合がありますので、雇用契約書、出勤簿、活動の記録簿、日誌等の関係書類を確実に保管するようお願いします。

(注意事項)

指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第5表 運営組織及び経理が適切) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	<p>区分欄の「㉔」から「㉚」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。</p> <p>第5表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。</p>	
ロの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。</p>	
ハの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	<p>① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。</p> <p>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第5表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。</p>
ニの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	

役員 の 状 況

第5表付表1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
役 員 数		人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						申出時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕			

(注意事項)

指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第条 13 第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員 の 状況」 第 5 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」、「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、指定基準等チェック表（第 5 表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員 の 配偶 者 及 び 3 親 等 以 内 の 親 族
 - ② 役員 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
 - ③ 役員 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 役 員 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
 - ④ ② 又 は ③ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 3 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定 の 法 人 の 役 員 又 は 使 用 人
 - ② ① に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 3 親 等 以 内 の 親 族
 - ③ ① に 掲 げ る 者 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
 - ④ ① に 掲 げ る 者 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 ① に 掲 げ る 者 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
 - ⑤ ③ 又 は ④ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 3 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の 50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第5表付表2

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

指定基準等チェック表（第6表 事業活動の内容が適正）

（初業）

法人名		チェック欄
6 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- ・「指定基準等チェック表（第6表）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準等チェック表 第6表（次業）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

(注意事項)

「指定基準等チェック表(第6表 次葉)」(ハ及びニ)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第6表 事業活動の内容が適切) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第6表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	「実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。この場合、当期に、特定非営利活動に係る特定資産として貸借対照表で計上する処理をした金額は、当期の「受取寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員親族等^(注2)である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員親族等」とは、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

(注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況(第6表付表1)」は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第6表付表2（初葉）

法人名	
-----	--

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1)資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「財産の運用及び事業運営の状況等（第6表付表2）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）」は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準等チェック表（第7表 情報公開が適切）

法人名		チェック欄
7 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第7表は、条例第13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第7表 情報公開が適切) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>イ 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>ウ 上記ア又はイに掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準等チェック表 (第8、9、10表 事業報告書の提出等)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第8表)

8 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

指定基準等チェック表 (第9表)

9 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑨ 指定基準等チェック表(第9表)は、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

指定基準等チェック表 (第10表)

10 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日

(注意事項)

- ・ 条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、指定基準等チェック表(第8表及び第10表)は、記載する必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準等チェック表(第8表及び第10表)の記載の必要はありません。また、条例第13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

指定基準等チェック表 (第 11 表 市税の未納がない旨の証明)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第 11 表)

11 市税の滞納をしていないこと	チェック欄				
市税の滞納の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑥ 実績判定期間に係る納税証明書（未納がない証明書）を添付する必要があります。					

(注意事項)

- ・ 条例第 13 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、指定基準等チェック表（第 8 表及び第 10 表）は、記載する必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準等チェック表（第 8 表及び第 10 表）の記載の必要はありません。また、条例第 13 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第11表)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、指定基準等チェック表(第5表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法若しくは北海道暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（指定の申出時及び指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-----------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定の申請時には上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」を、指定の有効期間の更新の申請時には所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

別記様式第2号（第3条関係）

寄附金充当予定事業一覧

特定非営利活動法人の名称	
--------------	--

事業名	具体的な事業内容	実施 予定 年月	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予定額
						円
						円
						円
						円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	

初回指定申出時のみ提出

閲覧対象外書類

寄 附 者 名 簿

法 人 名		事 業 年 度	年 月 日 ～ 年 月 日
-------	--	---------	---------------

寄附者の氏名又は名称	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	寄 附 金 の 額	受 領 年 月 日
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
合 計		円	

(注意事項)

- ・ 条例第4条第1項第2号ウ～カの基準を満たす法人、指定の有効期間の更新を受けようとする法人は、添付の必要はありません。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります。